

○岡山県警察シェルター保護実施要綱の制定について(通達)
(平成 19 年 1 月 17 日岡県庁第 10 号／岡会第 28 号／岡生企第 34 号／岡刑企第 15 号／
岡交企第 30 号／岡公第 9 号警察本部長例規)

(概要)

この要綱は、加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが極めて高く、直ちに自宅以外の安全な場所へ保護する必要がある場合の必要な事柄を定めている。

主な内容は、目的、保護措置等を規定したもので

- 目的
- 定義
- 再被害防止担当官の任務等
- シェルター保護措置
- 報告
- 配意事項

などの項目からなっている。